

「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議(第3回)

教科書供給業務の概要について

平成27年7月21日 文部科学省

一般社団法人 全国教科書供給協会

法律上の供給の責任

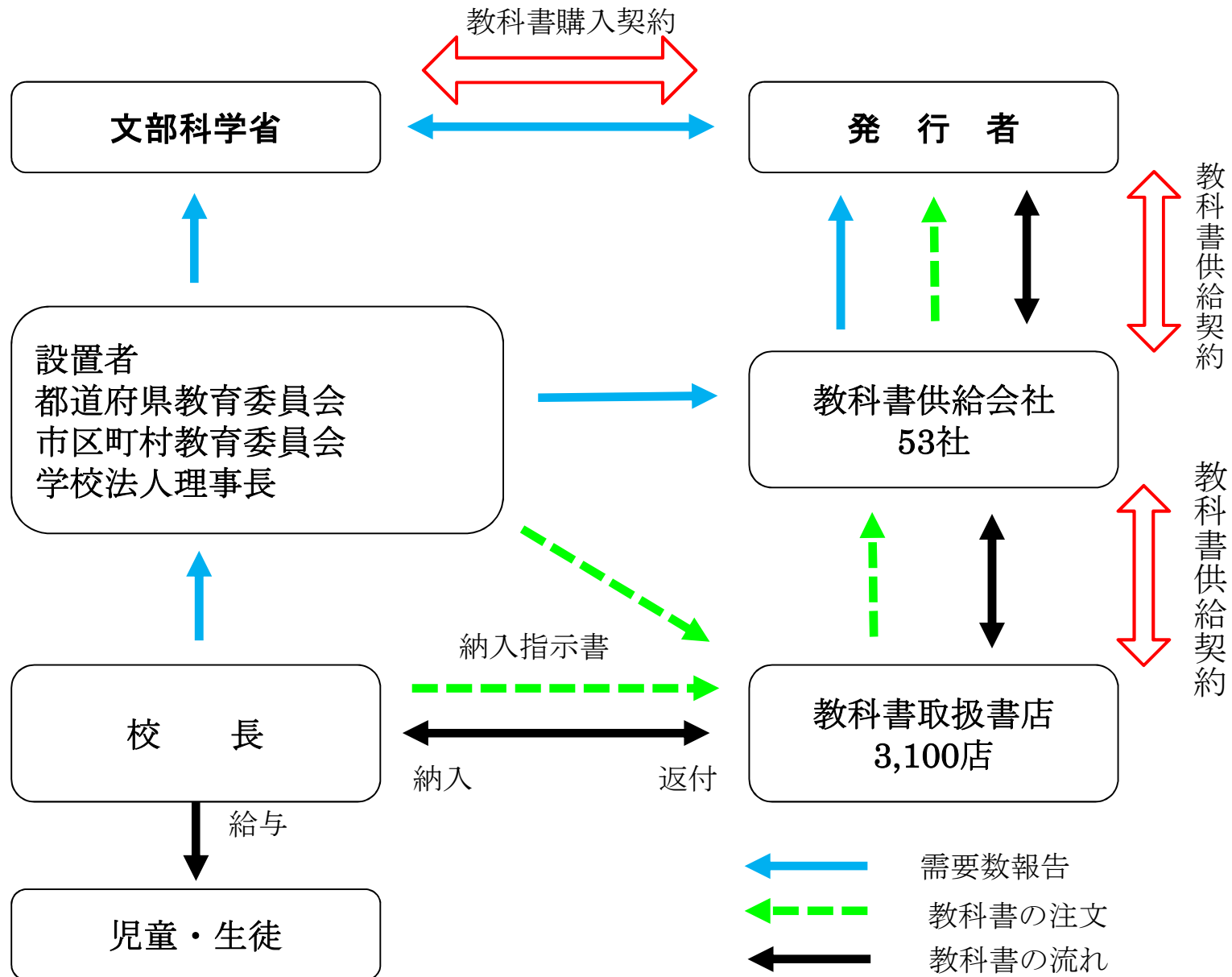
- 教科書の発行に関する臨時措置法
第10条第2項 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

供給先

学校種別	学校数	児童・生徒数	教員数
小学校	約21千校	約6,600千人	約416千人
中学校	約11千校	約3,500千人	約255千人
高等学校	約5千校	約3,300千人	約237千人
特別支援学校	約1千校	約140千人	約79千人
合計	約37千校	約13,600千人	約987千人

H26年度学校基本調査

教科書無償給与の仕組み



教科書の扱い量

小学校用	63百万冊
中学校用	34百万冊
高等学校用	31百万冊
特別支援学校用	6万冊
合計	127百万冊

(H27需要数ベース)

義務教育諸学校の採択の組合せ

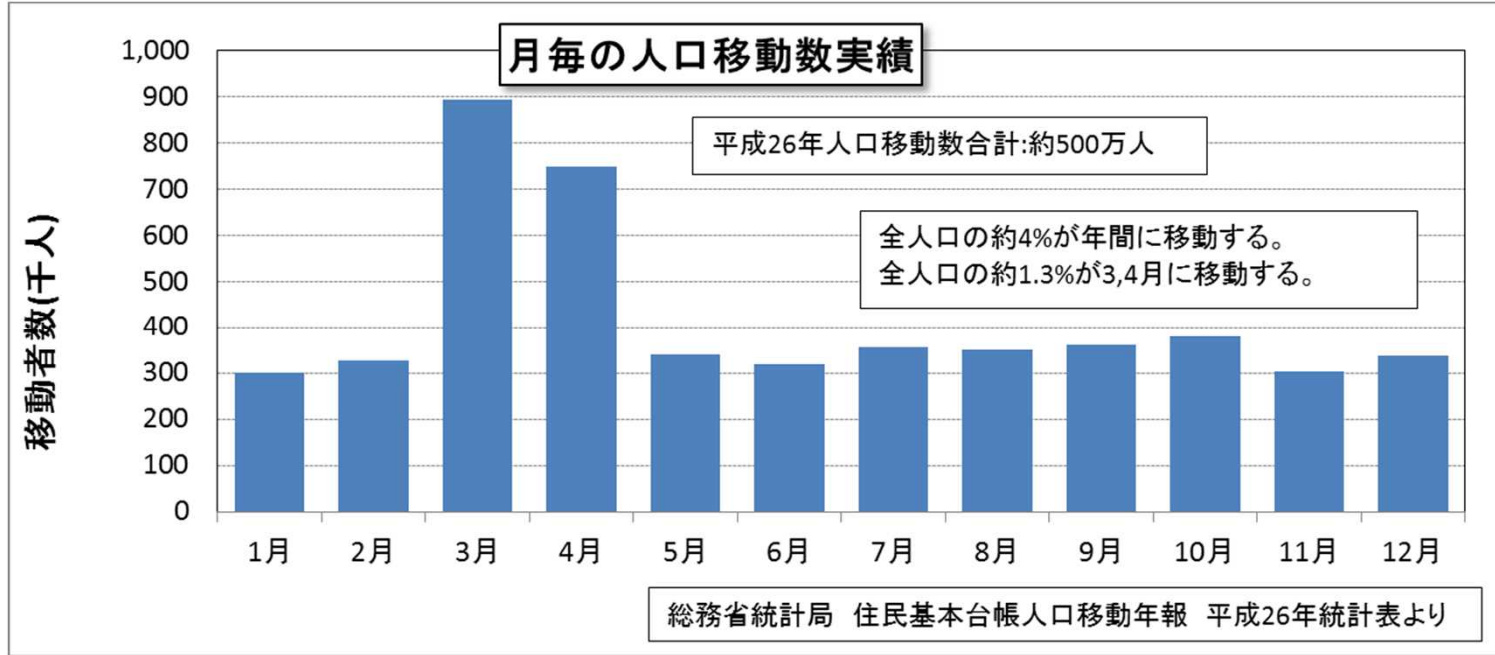
採択地区数：580地区 (H27.4)

単独採択校(国立・私立・都道府県立・中等教育学校)：

小学校294校、中学校966校 (H26学校基本調査)

- 小学校は採択地区の約1.5倍、中学校は採択地区の約3倍の組合せがある
- 近年、発行者・種目・学年によって発行形態(分冊形態)が多様化される傾向があり、給与形態がかなり複雑になっている

新学期の需給調整



- 年間の人口移動者数は約500万人(人口比約4.0%)
 - 新学期時期の人口移動は160万人(人口比約1.3%)
- 前年夏の需要数に対しかかなりの変動がある上に、新学期時期の変動もかなりあるので、学校が始まる始業式や入学式までに子供たちの手に必要な教科書が行き届くように、新学期時期の需給調整にはかなり苦勞している

無償給与の事務処理

- 義務教育分は無償給与のため、実際の納入作業だけでなく、事務処理作業も発生
- 新学期時期は、数回にわたる納入指示や返付指示(転出によるキャンセル)発生するため、お届けした冊数と、学校や設置者が給与名簿をベースに作成した受領報告書と照合を行い、集計したうえで発行者へ納入冊数の報告をする必要がある

転入生への対応

- 学年の途中で転学した児童生徒については、転学後において使用する教科書が転学前と異なる場合に新たに無償給与される
- 転学児童生徒への給与冊数:約70万冊
- 転学対応の回数(新学期除く):約5.5回/校
(全国で約千件/日)
- 転学児童生徒数(推定):推定年間約20万人

紛失や教師用の対応、 一般の方の需要に対する対応等

- 小中学校の児童・生徒用は無償給与されますが、紛失の場合は教師用と同様に有償になるため、有償での販売も対応している
- 教育実習生や一般の方のニーズにも対応している
- 乱丁本の回収・交換も対応しています

災害対応

地震・風水害などの大規模自然災害で、滅失・毀損した児童・生徒用の教科書も、学校・教育委員会ならびに発行者と綿密な連絡をとり、授業等に支障がでないように速やかに供給している

- 平成7年 阪神・淡路大震災：約33万冊
- 平成23年 東日本大震災：約50万冊

また、それ以外の年も毎年風水害等で約8千冊程度の災害対応をしている

一般図書扱い量

特別支援学校や特別支援学級では、文科省検定済教科書または文科省著作教科書以外の教科用図書を使用することが可(学校教育法附則第9条)

これらは一般図書と呼ばれ、絵本等の一般書籍を個々の児童生徒のレベルに合わせて使用されることが多く、点数が多岐にわたる

- 約3,700点、約45万冊

(参考:小中の文科省検定済教科書 点数384点、冊数約96百万冊)

拡大教科書の対応

- 従来、拡大教科書や点字教科書は、一般図書として特別支援学校や特別支援学級において無償給与されていた
- 平成20年の「教科用特定図書等普及促進法」の施工に伴い、小中学校の通常学級に在籍する弱視の児童生徒に対しても拡大教科書等の無償給与が法定化された
- 小ロット多品種であるため、コストやデリバリーの面で問題が多い